

## 第4期帯広市消費生活基本計画（案） 原案からの主な修正点について

第4期帯広市消費生活基本計画（原案）作成以降、国及び道の次期計画内容が示されたことから、本市の計画内容を一部修正を行った。

No.	ページ	計画（原案）	計画（案）
1	2	<p>道計画たたき台から引用した記述について、道計画素案にて修正があったことから、記述の内容を合わせる形で修正</p> <p>② デジタル化の進展、電子商取引の拡大 情報通信技術（ICT）の高度化により、消費者の決済手段が拡大するなど、消費者の利便性が高まる一方で、購入期限や在庫数などの表示により焦って契約をしてしまったり  、購入時に期待していた商品・サービスとは異なるケースがあるなどの消費者トラブルが増加しています。</p>	<p>② デジタル化の進展、電子商取引の拡大 情報通信技術（ICT）の高度化により、消費者の決済手段が拡大するなど、消費者の利便性が高まる一方で、インターネットを介した取引において、消費者自身の認識がないままに意図しない行動に誘導する仕組みが広がっているほか、購入時に期待していた商品・サービスとは異なるケースがあるなどの消費者トラブルが増加しています。</p>
2	2	<p>数回にわたり有識者懇談会が行われているため、時期の記述を削除</p> <p>2024(令和6)年度末で第4期消費者基本計画が終了し、2025(令和7)年度から第5期消費者基本計画を施行する予定です。計画に盛り込むべき内容を検討するため、2023(令和5)年10月に第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会を開催するなど、現在、策定に向けた検討が進められています。</p>	<p>2024(令和6)年度末で第4期消費者基本計画が終了し、2025(令和7)年度から第5期消費者基本計画を施行する予定です。計画に盛り込むべき内容を検討するため、 第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会を開催するなど、現在、策定に向けた検討が進められています。</p>
3	3	<p>国計画素案の記載内容を参考に、計画概要の記述及び注釈を追加(+本修正に伴う注釈番号の修正)</p> <p>第5期消費者基本計画の基本的方針では、従来計画の思想を踏襲しつつも、改めて消費者利益の擁護の観点に立ち返り、中長期の未来を見据えた計画とすることを目指し、「デジタル社会における誰しもが不利益・不公正な取引にさらされる可能性に配慮した消費者利益の擁護」、「高齢化、孤独・孤立社会に対応した包括的な消費者支援の在り方」、「取引の普遍的な国際化への対応」などの観点から、政府全体で対応にあたる事項を記載した計画を策定することとしています。</p>	<p>第5期消費者基本計画の検討においては、安心して安全で豊かな消費生活及び持続可能な社会の実現とウェルビーイング<sup>※2</sup>の向上を目指し、政府全体で取り組むべき課題と消費者政策の基本的な方向性、目指すべき社会の姿、行政・事業者・消費者における役割と期待及び基本的な施策が示されています。</p> <p>※2：ウェルビーイング well（良い）とbeing（状態）からなる言葉で、個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念です。</p>
4	4	<p>道計画たたき台から引用していた記述内容が修正されたことに伴う修正、及び軽微な文言修正</p> <p>第4次北海道消費生活基本計画の検討においては、消費者を取り巻く現状を踏まえ、「デジタル化の進展に伴う対応」、「消費者の年代など属性に応じた対応」、「多様な主体の協働による取組」を特に留意しながら、「消費者被害の拡大防止、救済」、「地域における消費者被害の防止に向けた連携体制の構築」、「公正な消費者取引の確保」、「消費者の安全・安心の確保」、「消費者教育の推進及び消費者団体、事業者との連携」の5つの施策を見直し、推進することとしています。</p>	<p>第4次北海道消費生活基本計画の検討においては、消費者を取り巻く現状を踏まえ、「デジタル化の進展に伴う対応」、「消費者の多様化に伴う対応」、「多様な主体の協働による取組」に特に留意しながら、「消費者被害の拡大防止、救済」、「地域における消費者被害の防止に向けた連携体制の構築」、「公正な消費者取引の確保」、「消費者の安全・安心の確保」、「消費者教育の推進及び消費者団体、事業者との連携」の5つの施策を見直し、推進することとしています。</p>